

【第14回年次大会 研究発表 要旨】

裁判例に見られるジェンダー・バイアス：
「母親」「母性」「父親」「父性」の比較

加藤直子

我が国の司法にはジェンダー・バイアスが存在し、人権救済の最後の砦である司法においてジェンダー・バイアスが存在することは見過ごせない人権侵害である（第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会 1999）。

ジェンダー・バイアスの中でも、育児は母親によってなされるべきという母親に関する固定的観念は日常生活の中に当たり前のように根強く存在しているが、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンスのように犯罪性のあるものではないため見過ごされがちである。実際に、母親に関する固定的観念の現れとして、我が国の裁判において乳幼児の親権者を指定する際、母親を優先する傾向がある。これは司法におけるジェンダー・バイアスであると指摘されている（棚村・色川 2009）。

母親に関する固定的観念が女性に対する差別であるという視点は、人権救済の最後の砦である司法には必要であり、決して軽視できないものである。

本発表は、ジェンダー・バイアスである母親に関する固定的観念が、裁判例の中でどのように表現されているのか探索することを目的とする。母親に対する固定的観念が現れやすいと言われている我が国の親権者を指定する裁判例を分析対象とし、「母親」という語の共起語を分析することで母親に関する固定的観念がどのように表現されているのか分析する。

分析方法は、親権者を指定する裁判例において、「母親」、「母性」と対になる語である「父親」、「父性」のいずれかが含まれる裁判例を検索し、「母親」、「母性」、「父親」、「父性」が含まれる文脈において表現の選択に対象者のジェンダーが影響しているか比較した。裁判例は、過去10年のものに絞り、判例検索サイトである判例秘書INTERNETで検索を行った。「母親」、「母性」、「父親」、「父性」のいずれかの語が含まれる裁判例は89件あり、この89件を分析対象とした。

一例として、親権者を指定する裁判例において「母親」という語を含む文脈には、以下のものがあつた。

「未成年者の年齢が4歳であつて、一般的には母親のもとで養育されるのが自然な年齢である」（東京高決平成24年10月5日判例タイムズ1383号327頁）

「母親」という語は、「未成年者」、「養育されるのが自然」という表現と共起しており、このような表現から育児は母親によってなされるべきという母親に関する固定的観念を読み解くことができる。分析対象である裁判例を全て確認した結果、親権者を指定する裁判例において、「母親」という語は、「幼児」、「年少」、「未成年者」、「養育」、「監護」という表現と共起しているという特徴がみられた。一方、「母親」と対になる「父親」という語は、同様の特徴がみられなかった。

「母親」という語は、親権者を指定する裁判例において、「幼児」、「年少」、「未成年者」、「養育」、「監護」という表現と共起することによって、母親に関する固定的観念と結び付けられているのである。

[参考文献]

棚村政行・色川雅子 (2009) 「家事事件とジェンダー」第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会司法におけるジェンダー問題諮問会議 (編) 『事例で学ぶ司法におけるジェンダー・バイアス改訂版』明石書店, 87-117.

[参考サイト]

第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会 (1999) 『司法におけるジェンダーバイアス』
<http://niben.jp/or/ryosei/gender/sassi/sassi.html> (2013年6月10日最終閲覧)
判例秘書 INTERNET (<https://www.hanreihisho.net/indexjp.html>)

[参考判例]

東京高決平成24年10月5日判例タイムズ1383号327頁

(かとう なおこ・お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科比較社会文化学専攻)